

## 宇部市バリアフリー化改修助成金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、宇部市が建築物の改修を行う事業主等に対し、バリアフリーを目的とした建築物の整備に要する費用の一部を助成することにより、建築物の利用上の利便性及び安全性の向上を図り、もって障害の有無、年齢及び性別等にかかわらず様々な人々の自立と社会参加を促進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象施設 宇部市内にある不特定多数が利用する山口県福祉のまちづくり条例に規定する公共的施設のうち別表1に掲げた施設で、改修等の工事により、建築物の出入口または便所のバリアフリー化を実現しようとする施設をいう。
- (2) バリアフリー化改修 前号に規定する対象施設のうち障害者、高齢者等が円滑に利用できるように改修する別表2に掲げる工事をいう。
- (3) 用途面積 民間施設の床面積から当該施設の居住の用に供する部分及び営業の用に供しない部分であると市長が認める部分の床面積を差し引いた面積をいう。

### (助成対象者)

第3条 助成対象者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 対象施設を所有し、管理し、又は使用している個人及び中小企業基本法（昭和37年法律154号）第2条に規定する中小企業者。ただし、対象施設の賃借人等については、対象施設を所有、管理しているものからバリアフリー化改修工事について承諾を得ているものに限る。
- (2) 宇部市内の同一の場所で営業を2年以上行っており、かつバリアフリー化改修工事完了後も、3年以上営業の継続が可能な者
- (3) 市税を滞納していない者

(4) 第2条に規定するバリアフリー化改修工事において、国、県その他の公的機関が実施する補助事業により補助を受けていない者

2 前項に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 前二項の規定にかかわらず、宇部市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団及び同条第2号に規定する暴力団員に規定する暴力団員等は、助成金の交付を受けることはできない。

(助成金の交付額)

第4条 宇部市バリアフリー化マスタープランにより設定された、移動等円滑化促進地区内の対象施設の助成金の額は、助成対象経費（消費税および地方消費税を除く）に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。その他の地域の対象施設の助成金の額は、助成対象経費（消費税および地方消費税を除く）に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

ただし、別表2に掲げる助成限度額を上限とする。

2 第1項の助成金の交付額の総額は、予算の範囲を限度とする。

(助成の制限)

第5条 助成の回数は、対象施設につき1回とする。

(助成金の交付申請等)

第6条 助成金の交付を受けようとする者は、市長に対し宇部市バリアフリー化改修助成金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添付し、施工事業者による工事に着手する前に提出しなければならない。

(1) バリアフリー化改修工事に要する費用の見積書（助成の対象とならない工事を含む場合にあっては、その区別ができるようにしたもの）

(2) 改修予定箇所の工事着手前の現況写真

(3) 改修箇所図面及び改修計画図面

(4) 市税の完納を証明する納税証明書

(5) バリアフリー化改修工事承諾書（対象施設が賃貸物件等で所有者または管理者が別にいる場合）（第2号様式）

- (6) 誓約書（第3号様式）
- (7) その他市長が必要と認めたもの

（助成金の交付の条件）

第7条 助成対象工事別表2便所（2）により助成金の交付の決定を受けた者（以下「助成事業者」という。）は、工事完了後に宇部市登録バリアフリー施設に登録をすること。

2 工事完了後に宇部市が実施する調査、報告等の提出に協力をすること。

（交付決定）

第8条 市長は第6条に規定する申請書を受付けたときは、その内容を審査し、その結果、助成金の交付を決定したときは、宇部市バリアフリー化改修助成金交付決定通知書（第4号様式）により、助成金を交付しないときは、その旨を宇部市バリアフリー化改修助成金不交付決定通知書（第5号様式）により通知するものとする。

2 市長は、第1条に規定するバリアフリー化改修助成事業の目的を達成するために、その主旨の範囲内において指導及び助言を行い、条件を付すことができる。

（交付の決定取消し）

第9条 市長は、助成事業者が次の各号に掲げる行為をしたときは、助成金等の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付の決定を受けたとき。
  - (2) 交付決定の条件に違反したとき。
  - (3) 市長の承認を得ずに申請内容を変更又は廃止したとき。
- 2 前項各号に掲げる場合のほか、暴力団または暴力団関係者であることが明らかになったときや、助成金の交付が暴力団の組織としての活動を助長し、又は暴力団の組織としての運営に資することとなるおそれがあることが判明したときは、助成金の交付決定の全部を取り消すものとする。

3 市長は、前各号の規定により助成金の交付決定を取り消したときは、宇部市バリアフリー化改修助成金交付決定取消通知書（第6号様式）により通知する。

（計画の変更等）

第10条 助成事業者は、第8条の規定による通知を受けた後にバリアフリー化改修工事の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、宇部市バリアフリー化改修助成金変更等承認申請書（第7号様式）に変更内容がわかる書類を添付し、あらかじめ市長に提出しなければならない。

（変更承認）

第11条 市長は、前条に規定する申請書を受けた場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、宇部市バリアフリー化改修助成金変更等承認通知書（第8号様式）により申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 助成事業者は助成金の申請の取下げをする場合は、宇部市バリアフリー化改修助成金交付取下げ届出書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

（完了報告）

第13条 助成事業者は、バリアフリー化改修工事が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過する日又は3月末日のいずれか早い期日までに、宇部市バリアフリー化改修助成事業完了実績報告書（第10号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）バリアフリー化改修工事に要した経費の領収書（原本）

（2）工事完了後の写真

（交付の確定）

第14条 市長は、前条の報告を受けたときは、宇部市バリアフリー化改修助成金事業完了実績報告書等の書類の審査及び現地調査等により、当該事業に適合するものであるかどうかを調査し、交付条件に適合すると認めたときは、宇部市バリアフリー化改修助成金交付確定通知書（第11号様式）により助成事業者へ通知する。

(助成金の請求)

第15条 前条の規定により交付の確定を受けた助成事業者は、通知書の受領後、速やかに宇部市バリアフリー化改修助成金交付請求書（第12号様式）を提出しなければならない。

(助成金の交付)

第16条 市長は、前条に規定する請求書を受領後、すみやかに宇部市バリアフリー化改修助成金を助成事業者へ交付するものとする。

2 前項の規定による助成金の交付は、口座振替の方法によるものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年5月1日から施行する。

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

この要綱は、平成30年2月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表1（第2条関係）

対象業種	用途面積
旅館業	用途面積が2000㎡未満のもの
小売業、飲食業、サービス業	
理容業又は美容業	

注 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により営業の許可等が必要なものは除く。

別表2（第2条、第4条関係）

整備箇所	助成対象工事	助成限度額
外部出入口 (建物と外との間の出入口をいう。)	<p>バリアフリーを目的とした工事に係る経費</p> <p>(1) スロープの設置</p> <p>(2) 手すりの設置</p> <p>(3) 自動ドア又は引き戸の設置</p> <p>(4) ひさし、雨除け工事（(1)から(3)の工事と合わせて設置、又は既に(1)から(3)が施工済みの店舗に限る。）</p>	50万円
便 所	(1) トイレの洋式化とそれに付随する工事	50万円
	<p>(2) 車椅子で利用できる多目的トイレの設置とそれに付随する工事</p> <p>ア 車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に利用することができるよう十分な床面積（おおむね180cm×180cm以上）が確保され、かつ腰掛便座、手すり等が適切に配置される便房を設けること。</p> <p>イ 多目的トイレ及び多目的トイレのある便所の出入口の幅は、内法を80センチメートル以上とすること。</p> <p>ウ 多目的トイレ及び多目的トイレのある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>エ 多目的トイレ及び多目的トイレのある便所の出入口には、通行の際に支障となる段を設けないこと。</p>	100万円
その他	市長が必要と認める工事に係る経費	